

## よくある質問

### Q 1 「市民活動団体等」とはどのような団体のことですか？

**A 1** 市民協働推進事業補助金の対象となる「市民活動団体等」とは、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としない団体のうち、市内に主たる事務所を有し又は市内で活動実績がある団体を言います。

具体的には次のような団体が該当します。

特定非営利活動法人 / 法人格を取得していない市民活動団体 / 町内会・自治会 など

### Q 2 選定事業はいつから実施できますか。

**A 2** 補助金の交付決定日以降となります。交付決定より前に支出した経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。補助金の交付決定通知は、選考委員会開催後、1月以内を目処に送付します。

### Q 3 補助対象となる経費はどのようなものですか。

**A 3** 提案する事業を実施するために、直接必要な経費です。

具体的には次のようなものが想定されます。

謝礼金 / 旅費 / 手数料 / 賃借料 / 印刷費 / 消耗品費 / 食糧費 など

団体の運営経費や備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外です。

具体的には次のようなものが想定されます。

事務所の地代・家賃・光熱水費の支払い

長期間の使用又は保存に耐える物品や取得価額が3万円以上のもの

など



**Q 4 定款、会則又はこれに代わるものとはどのようなものを提出すれば良いですか？**

**A 4** 任意様式で構いませんので、次の内容が分かるものをご提出ください。

- ・ NPO活動※を行う団体である。
- ・ 市内に事務所がある又は活動が市内で行われている。
- ・ 会員の資格に関して、不当な条件を付していない。
- ・ 代表者や運営方法が決まっている。
- ・ 独立した組織による継続的活動を行っている。  
(特定の事業を行うために単年度限りで設立された組織は補助対象外とします。)
- ・ 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではない。

※「NPO活動」を次のように定義します。

- ①自発的・自主的に行う活動
- ②盛岡市を基盤とした活動
- ③非営利活動
- ④公益性を有する活動
- ⑤誰に対しても開かれている活動
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としない活動
- ⑦反社会的ではない活動

(「NPO活動促進のための基本方針」平成16年9月盛岡市 参照)

**Q 5 選考委員会とは、どのようなものですか。**

**A 5** 選考委員は4名。市民活動団体の役員、学識経験者、市職員等から構成されます。

選考委員会では、応募者及び協働担当課が、提案する事業の概要や事業実施による効果などについて、プレゼンテーションを行います。原則として、事前に提出した申請書により、事業提案を行います。プレゼンテーション後は、委員からの質疑がありますので、その場で応答いただきます。

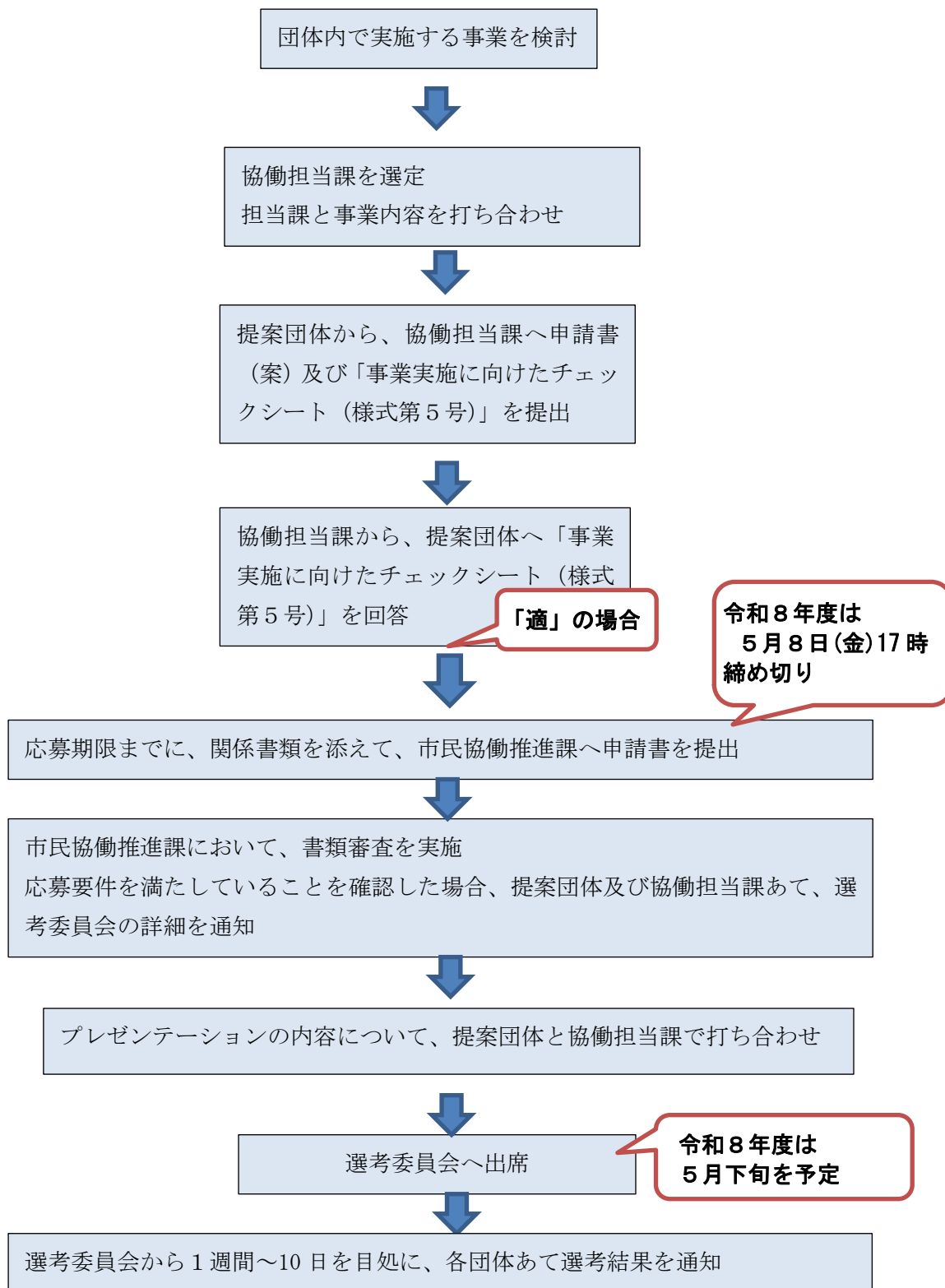
選考委員会の日程や場所は、応募締め切り後1週間程度を目処に、申請団体及び協働担当課へお知らせします。事業の提案にあたっては、事前に協働担当課と打ち合わせを行ってください。

選考の基準は、募集要領に記載のとおりです。

Q 6 応募のスケジュールを教えてください。



A 6 概ね次のようなスケジュールとなります。



**Q 7 採択後のスケジュールを教えてください。**

**A 7** 概ね次のようなスケジュールになります。

